

全壊で生活再建費用 300 万円を給付 アキュラホームから「地震補償付住宅」を 150 棟限定発売

株式会社アキュラホーム(東京都新宿区 社長:宮沢俊哉)は、10月12日「地震補償付住宅」150棟を10月31日までの期間限定で販売開始しました。これは日本震災パートナーズ株式会社(東京都千代田区 社長:多田健太郎)との提携により実現したもので、同社を引受会社とする「地震被災者のための生活再建費用保険」を付帯することで、地震被災者の“震災後の生活再建費用”を補償することが可能となります。保険事業者と全国規模で展開する住宅会社との提携により、地震補償を提供するのは初めてとなります。

背景

日本各地で頻発する大地震による住宅の被害は後を絶ちません。東海地震については、いつ発生しても不思議ではない状況だといわれています。現在住宅購入を検討している消費者の多くは、住宅の耐震性や被災時の安全対策に高い意識を持っています。アキュラホームが供給する新世代ハウスは、住宅性能表示制度の耐震最高等級に対応しており、優れた耐震性を有していますが、被災時の安全を保障するものではありません。アキュラホームは少額短期保険業者の登録第1号として地震後の生活再建費用を補償する日本震災パートナーズ(株)と手を結び、安全、安心の新世代ハウスをさらにバリューアップさせました。

補償概要

この補償は、日本震災パートナーズ(株)が引受けを行う「地震被災者のための生活再建費用保険」を付帯することにより実現され、万が一地震で被害を受けたときに、最大で300万円まで補償するプランを採用しています。アキュラホームが提供する住宅に1年間この保険を無償で付帯いたします。補償のパターンは全壊時に300万円、大規模半壊時に150万円、半壊時に50万円としています。従来の地震保険は、地震やそれによる火災などで被害を受けた建物や家財などの補償という固定資産をカバーするものですが、この「地震補償付住宅」は地震被災者の生活再建のために必要な費用を補償することを目的としているため、地方自治体のり災証明書に基づいてスピーディーに保険金が支払われるというメリットがあります。

日本震災パートナーズ

2006年4月に保険業法が改正となり、少額短期保険業者(ミニ保険会社)という業態が新たに誕生し、日本震災パートナーズ(株)は10月にミニ保険会社第1号としてスタートしました。日本震災パートナーズ(株)は阪神淡路大震災の際に、約15,000人ともいわれる被災者が住宅再建のため新たにローンを組むという2重ローン債務者になったという問題を重く見て「地震被災者のための生活再建費用保険」を開発しました。

このキャンペーンでは棟数を限定した取り組みとしていますが、アキュラホームはこの経験を踏まえて、今後当社が主宰する全国600社の工務店集団“ジャープネット”への展開を実現させていきます。